

公 示 送 達 書

令和 8 年 10 月 15 日

下記の書類は、郵送で送達しましたが送達不能でありましたので、国東市役所税務課に保管しておりますから、何時でも送達を受けるべき者に交付します。

国東市長

松 井 督 治



1	書類の送達を受けるべき者	住 所	ベトナム
		氏 名	NGUYEN THI THUY
	送達する書類	R8市・県民税更正通知書	
2	書類の送達を受けるべき者	住 所	国東市武蔵町志和利403番地
		氏 名	花木 昌彦
	送達する書類	R8介護保険料第3期分督促状	
3	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
4	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
5	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
6	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
7	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
8	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
9	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。